

1. 交付金全般について

問1. 今回の交付金は、どのような考え方にに基づき交付されるものか。

答. 介護サービスを提供した事業者を支払われる介護報酬（介護給付費等）は、報酬基準に基づく公定価格のため、昨今の急激な物価高騰による経費の増加分を価格に転嫁することができません。このため、経費の増加に相当する額を物価高騰対策支援交付金として交付することで事業経営の安定化を図り、介護サービスの安定的な提供体制の確保につなげようとするものです。

問2. 交付金の額を介護給付費等の0.75%相当の額とした理由は。

答. 国では、介護保険制度の改正や介護報酬改定の基礎資料とするため、介護事業経営実態調査を実施しており、直近の令和2年度の調査結果によれば、介護サービス事業所の人件費を除く経費率は、30%程度と推計されます。これに令和4年4月分の全国消費者物価指数の上昇率（前年同月比）2.5%を乗じ、0.75%としたものです。

問3. 物価高騰は継続しているが、今回の交付金による支援の対象期間は。

答. 今回の交付金は、令和4年4月から12月までの間の物価上昇による経費の増加に対する支援として交付するもので、今後の物価高騰も一定程度織り込んだ支援です。

問4. 地域包括支援センターは、交付金の交付対象となるか。

答. 包括的支援事業など委託事業に係る部分は、交付対象となりませんが、介護予防支援事業（要支援者に対するケアプランの作成や給付管理）に係る部分は、交付対象となります。

問5. 特定福祉用具販売は、なぜ交付金の交付対象から除外されているのか。

答. 特定福祉用具販売は、公定価格制度が採用されていないため、今回の交付金では、交付対象外としています。

問6. 交付を受けた交付金の使途に制限はあるか。

答. 交付金の使途に制限は設けませんが、安定的な介護サービスの提供体制を確保するという交付金の目的を踏まえ、交付対象となった川西市内の介護サービス事業所の運営に要する経費に充当していただきますようお願いします。

問7. 交付金の交付対象となった事業所を廃止又は休止した場合や、川西市外に移転させた場合、交付を受けた交付金はどのような取り扱いとなるか。

答. 交付金の交付決定の日の翌日から令和4年12月31日までの間に、対象事業所を廃止し、休止し、又は川西市外に移転させた場合は、交付済みの交付金について、廃止等の日の属する月から12月までの月数に応じて按分した額を返還していただきます。

2. 交付金額の算定について

問8. 事業所によっては、川西市以外の被保険者が利用している場合もあるが、交付金の算定上、どのような取り扱いとなるか。

答. 今回の交付金は、市内の介護サービス事業所が支払いを受けた介護給付費等の額をもとに算定することとしているため、市外の被保険者に係る介護給付費等も交付金の算定基礎に含みます。

問9. 当法人は、川西市のほか宝塚市でも介護サービス事業を行っているが、宝塚市の事業所に係る介護給付費等の額も交付金の算定に含まれるか。

答. 川西市外の事業所で実施したサービスに対する介護給付費等を交付金の算定基礎に算入することはできません。

問10. 5月審査分に3月以前のサービス提供分の月遅れ請求が含まれているが、交付申請にあたり、月遅れ請求分を控除する必要はあるか。

答. 交付金額の算定は、サービス提供月ではなく、審査月をベースに行うこととしますので、月遅れ請求分を控除する必要はありません。

問11. 6月サービス提供分（7月審査分）に請求漏れがあり、8月審査分で月遅れ請求を行ったが、交付金の追加交付を受けることはできるか。

答. 今回の交付金は、急激な物価高騰に対する支援を迅速に行うため、各事業所が支払いを受ける平均的な介護給付費等の額をもとに、物価高騰に伴う経費の増加額を概算で算出し、交付金として交付する仕組みとしています。

このため、交付金額の算定は、サービス提供月ではなく、審査月をベースに行うこととしており、月遅れ請求や過誤調整に伴う交付金額の変更（増額や減額）は行いません。

ただし、介護サービス事業所物価高騰対策支援交付金交付要綱第7条第1項第2号の規定に該当するとき（介護保険法の規定に基づく監査や指導により、保険者から介護給付費等の返還や過誤調整の指示を受けた場合）は、この限りではありません。

問12. 申請は、令和5年3月31日まで受け付けるとのことだが、申請時点で令和5年1月審査分までの介護給付費等の額が確定していれば、実績に応じた交付金の交付を受けることができるのか。

答. 今回の交付金は、急激な物価高騰に対する支援を迅速に行うため、各事業所が支払いを受ける平均的な介護給付費等の額をもとに、物価高騰に伴う経費の増加額を概算で算出し、交付金として交付する仕組みとしています。

このため、申請の時期に関わらず、令和4年5月審査分から7月審査分までの3か月分は介護給付費等の実績額により、8月審査分から令和5年1月審査分までの9か月分は5月審査分から7月審査分までの実績に基づく推計額により交付金の額を算定します。

3. 申請手続きについて

問13. 市内で3か所の事業所を運営しているが、事業所ごとに申請が必要か。

答. 事業所ごとではなく、法人単位で申請してください。「申請書兼請求書」には、4事業所（複数のサービスを同一の事業所番号で実施している場合は、あわせて一つと数えます。）までの情報が入力できるよう、複数のシートを用意しています。4つ以上の事業所がある場合は、分割して申請するか、個別にご相談ください。

問14. 会計処理の都合上、収入を拠点（又は事業所）単位で計上する必要がある。拠点（又は事業所）ごとに申請することは可能か。

答. 法人単位で申請できない場合は、拠点ごとや事業所ごとに申請していただいて差し支えありません。その際は、重複申請とならないよう十分注意してください。

問15. 「申請書兼請求書」に押印は必要か。

答. 押印は必要ありません。ただし、法人名称や代表者の職名・氏名、口座名義人など、必要な記載事項について、略称等を用いず、もれなく正確に記載してください。

問16. 添付書類をPDFファイル化することができない。他の提出方法はないか。

答. スキャナでの読み取りやデジタルカメラでの撮影など、画像データとして提出していただいても差し支えありません。ただし、申請フォームに添付できるデータは10MB以下に制限していますので、ご注意ください。

問17. 申請・問い合わせフォームには、添付ファイルを5つまでしか添付できないが、6つ以上ある場合は、どのように提出すればよいか。

答. 複数回に分けて送信していただき、2回目以降の送信の際は、「申請・問い合わせの別」で「以前提出した申請書の補正・再提出」を選択してください。

なお、添付書類は、できるだけ一つのファイルにまとめていただきますようお願いいたします。

問18. 交付金は、いつ交付されるのか。

答. 申請書や添付書類に不備がなければ、申請書受付後1か月以内を目途に、ご指定の金融機関口座への振り込みにより交付します。

問19. 申請書は、介護保険課に持参してもよいか。

答. 原則として、「申請・問い合わせフォーム」から送信してください。インターネット環境がないなど特別な事情がある場合は、個別にご相談ください。